

日本感染看護学会誌投稿規定

1. 投稿者資格

投稿者は本学会の会員に限る（共著者を含む）。但し、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りではない。

2. 原稿の種類および内容

感染看護に関連する研究で、原稿の種類は、総説、原著、研究報告、実践報告、短報、資料であり、著者は原稿にその何れかを明記する。また、他誌に未発表のものに限る。

総説：感染看護学に関連した特定のテーマについて、知見を多面的に概観または文献をレビューし、総合的に概説したもの。

原著論文：感染看護学に関連した研究論文のうち、独創性が高く、新しい知見が論理的に示され、感染看護学研究として意義が明らかであるもの。

研究報告：感染看護学に関連した研究論文のうち、内容・論文形式において原著論文に及ばないが、感染看護学研究としての意義があり、発表の価値が認められるもの。

実践報告：感染看護学に関連した実践のうち、感染看護実践の改善・進展に寄与し、発表の価値が認められるもの。

短報：感染看護学に関連した研究論文のうち、速報性を重視した内容で、創意に富み原著には届かないものの報告する価値がある論文。データ数が少ないなど研究の限界は含まれていても、次の研究に発展する可能性があるもの。

資料：上記のいずれにも相当しないが、公表する価値があるもの。

3. 研究倫理

- 1) 投稿論文の内容は、国内外を問わず他学術雑誌に既に発表あるいは投稿されていないものに限る。重複投稿は禁止する。
- 2) 人を対象とする研究を実施する際には、世界医師会ヘルシンキ宣言に従い、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等該当する国内の指針・法令を遵守して実施する。
- 3) 人および動物が対象である研究は、倫理的配慮の内容について本文中に記載する。特に研究対象者からのインフォームド・コンセントの取得について記載する際には、施設や個人が特定されないよう留意する。
- 4) 倫理審査委員会における承認が必要な研究は、倫理審査委員会名および承認番号を本文中に記載すること。
- 5) 著者は、全て投稿論文の研究過程および論文作成過程に十分な貢献をしていることが求められる。ギフト・オーサーシップやゴースト・オーサーシップを禁じる。
- 6) 利益相反については、著者全員の利益相反状態を「日本感染看護学会誌 利益相反自己申告書」に記載して、投稿時に編集委員会に提出すること。当該研究の遂行や

論文作成において、その有無を謝辞の項に明示すること。

7) 研究助成を受けた場合には、謝辞の項に明示すること。

*利益相反：外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれているのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理に関する指針」（平成 20 年 3 月 31 日科発 0331001 号）

4. 原稿の受付及び原稿の採否

- 1) 原稿の到着日を受付日とする。
- 2) 原稿の採否は、査読を経て編集委員会において決定し、結果を投稿者に通知する。受理した原稿は原則として返却しない。
- 3) 原稿の受付及び採否は、投稿者に電子メールにて通知する。
- 4) 再提出を求められた原稿で、返送日から 3 か月以上を経過しても再投稿が行われない場合には、不採択扱いとする。ただし、病気や災害などにより投稿者から申し出がある場合はそれを考慮することがある。
- 5) 編集委員会の判定により、原稿の修正及び原稿の種類の変更を著者に提案することがある。

5. 投稿手続

原稿・図表とともに、下記の書類を電子データで、会員マイページの「イベントに申込む」の「論文投稿」から投稿する。

・表紙

- ・日本感染看護学会誌 利益相反自己申告書
- ・日本感染看護学会誌 投稿論文・著作権に関する誓約書

最終原稿投稿時は、英文校正・校閲完了の証明書を提出する。

6. 臨床試験

臨床試験は、臨床試験登録公開制度システム (UMIN-CTR など)に登録する。ランダム化比較試験 (randomized controlled trial; RCT)では、CONSORT 声明に従う。

7. 著者の変更

論文受理後は編集委員会が許可した場合を除き、著者の追加、削除、著者順の変更は認めない。著者の追加、削除、著者順の変更の申請を行う場合には、変更前および変更後の全ての著者がそれに同意したことを見示す署名入りの申請書を提出する必要がある。

8. 著者校正

著者校正は再校までとする。校正の際の加筆・変更は原則として認めない。

9. 執筆要領

- 1) 原稿は日本語とする。A4 判横書きで 1 行 35 字、1 ページの行数を 29 行 (1,015 字) とし、適切な行間をあける。原則として文字数は以下の長さとする (図表は通常 1 つ 1/2 枚とみなす)。ただし、抄録、引用文献は文字数に含まない。

総説	16 枚以内	16,000 字以内
原著	16 枚以内	16,000 字以内
研究報告	12 枚以内	12,000 字以内
実践報告	12 枚以内	12,000 字以内
短報	8 枚以内	8,000 字以内
資料	8 枚以内	8,000 字以内

- 2) 原稿は Word またはテキスト・フォーマットとし、本文には頁と行番号を付ける。原則として、標準的なフォント（MS 明朝、MS ゴシックなど）を用いた MS-Word で作成する。
- 3) 原稿には表紙をつけ、表題、英文表題、著者氏名、ローマ字氏名、所属機関名、英文所属機関名、論文の種類、連絡先を記載する。
- 4) 原稿には 600 字程度の和文抄録をつけ、さらに 5つ程度のキーワード（和文・英文）をつける。総説と原著には 300 語程度の英文抄録をつける。
- 5) 抄録には原則として、目的・方法・結果・結論の項目をつけ、それぞれにつき簡潔に述べる。
- 6) 文章は現代かなづかいを用い、句読点、括弧などは 1 字とする。外国語は活字体を使用し、アルファベットは半角 1 字とする。
- 7) 章節のはじめ方は I, II … ; 1., 2. … ; 1), 2) … ; (1), (2)… ; ①, ②… の順とする。文中および図表中の数字はアラビア数字またはローマ数字（1, 2, 3, I, II, III）を用いる。
- 8) 数量の記号は m, cm, mm, ml, kg, μ g, % などを用いる。
- 9) 人名・地名などは原則として原語を用いる。
- 10) 図・表および写真は、図 1, 表 1, 写真 1 等の通し番号をつけ、本文原稿右欄外にそれぞれの挿入希望位置を朱書きする。
- 11) 原稿ファイルは本文（文献含む）、図（写真を含む）、表に分ける。必ず投稿前にファイル内の文字の大きさ、文字化け、画像の鮮明度などを確認する。
- 12) 文献の記載方法
 - (1) 文献については、本文中に著者名、発行年次を括弧表示する。なお、[翻訳書] を引用する場合で、それを本文中に表示する場合は、原著者名（原書の発行年次／訳書の発行年次）と表示する。
 - (2) 文献は著者名のアルファベット順に列記する。但し、共著者は 3 名まで表記する。
 - (3) 外国人著者の名前は、「姓（フルスペル）、名（イニシャル）。」で記載する。
例) Benner, P. Orem, D.E.

(4) 文献の記載方法は下記に従う。

[雑誌掲載論文]

- ・ 著者名（発行年次）：論文の表題，掲載雑誌名，号もしくは巻（号），最初のページ数-最後のページ数

[単行本]

- ・ 著者名（発行年次）：書名（版数），出版社名，発行地
- ・ 著者名（発行年次）：論文の表題，編者名，書名（版数），ページ数，出版社名，発行地

[翻訳書]

- ・ 原著者名（原書の発行年次）／訳者名（翻訳書の発行年次）：翻訳書の書名（版数），発行地

[オンライン版で， DOI のない場合]

- ・ 著者名（年号）：論文タイトル，収載誌名，巻（号），開始ページ-終了ページ，URL

[オンライン版で， DOI のある場合]

- ・ 著者名（年号）：論文タイトル，収載誌名，巻（号），開始ページ-終了ページ，doi：DOI 番号

[Web ページなど，逐次的な更新が前提となっているコンテンツを引用する場合]

- ・ 出版データのあとにカッコで括って検索日を記載する。
- ・ Web ページの場合

　サイト名：タイトル， Retrieved from: http:// . . . (検索日：XXXX 年 XX 月 XX 日)

10. 著者負担費用

別刷りは全て実費を著者負担とする。

11. 掲載原稿の著作権

著作権は本会に帰属し，本会の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。編集委員会より提示される著作権譲渡に同意する旨，原稿を投稿する際に「日本感染看護学会誌：投稿論文・著作権に関する誓約書」を会員マイページの「イベントに申込む」の「論文投稿」から提出する。

付則

この規定は，平成 13 年 6 月 23 日から施行する。

付則

この規定は，平成 18 年 1 月 27 日から施行する。

付則

この規定は，平成 22 年 12 月 26 日から施行する。

付則

この規定は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

付則

この規定は、平成 24 年 9 月 29 日から施行する。

付則

この規定は、平成 29 年 3 月 25 日から施行する。

付則

この規定は、令和 5 年 3 月 19 日から施行する。

付則

この規程は、令和 5 年 12 月 22 日から施行する。

付則

この規程は、令和 7 年 9 月 11 日から施行する。

付則

この規定は、令和 7 年 11 月 30 日から施行する。